

# 千人会員をめざす

## 研究所の活動

### ―模索の時代から確立の時代へ―

にいがた県民教育研究所

昨年九月の第七回総会で、研究所は「新しい段階」を画するために、いくつかの問題提起をしました。その概略は、『教育情報』二十七号の拙文で明らかにしています。

要は第一に、研究を通じて教育運動に貢献したい、という極めて当然の課題をあらためて確認したことであり、第二に、そのために会員の総意と自発性を結集する願いをこめて、常任理事会を規約上明確に位置づけ、理事会の権能を強めようとしたことでした。あ

らたに「理事会だより」も発行します。

それらの全体の動向を「模索の時代から確立の時代へ」といったのですが、さきの拙文では、研究態勢と研究課題の概略を述べたにすぎませんでした。

ここでは、その後の数回の常任理事会で討議された内容にそくして、今後の組織・財政方針、『教育情報』と「研究所通信」の編集改善の問題等について、具体的に明らかにしました。問題別に所員が分担執筆しています。

これらの内容を貫いているのは「千

人会員をめざす」という課題意識です。会員制による民間の研究所ですから、組織・財政はむろん『情報』や『通信』の問題をとりあげる視点も、最終的にはどのようにして会員をふやすかという点に帰着します。創立十周年を期して「千人会員」にすることが日程にのぼったこと自体が、研究所にとって大きな前進です。

しかし研究所の存在理由は、単に「千人会員」の実現にあるのではむろなく、教育運動の発展に、研究を通じて貢献し、そのために常に新潟県に即して考え、そこから普遍性をみていく立場を失わないことではなければなりません。このような重い課題は、会員諸兄弟に支えられてはじめて実現できるものであり、そのための力を辛抱強く蓄えていきたいと思えます。

研究所の研究対象は、理念としては新潟県における人間の誕生から死にいたる全過程の社会現象としての教育ですが、実際にやってきたことは学校教育

育に関連する諸課題が中心でした。地域教育懇談会や市民的教育運動を組織する場合もそうでした。

それにもかかわらず今回は、教育労働運動に研究所はどうかかわるか、ひとりひとりの教員の教育実践に学び、その活動を側面からはげますために、

## 組 織 方 針

### 一、地域教育懇談会

#### 1、研究所が組織する教育懇談会

教育懇談会は、戦後の教育民主化のなかで、学校と地域を結びつける組織として普遍的に存在したものであるが、懇談会そのものは、教員と交流するか、グチをこぼしあうといった傾向があり、教育運動としては初歩的な形態であった。

しかし、ここでいう「地域教育懇談

研究をどう組織していくか、といったもつとも肝腎な学校教育そのものについての研究所の見解を提起できませんでした。これは大変残念なことですが、他日を期したいと思います。

(八木三男)

会」は研究所が新たに組織する懇談会を指す。当初は、研究所の会員の組織と考えられていたが、その後発展し、地域における学校教育、子どもの生活、家庭や学校等の諸問題を中心に、地域の会員以外のいろいろな職種の人々を加えた組織になり、研究所の組織的基盤と位置付けられるようになった。したがって、理事や会員と研究所が中心になって組織するものである。しかし、地域によって懇談会は多様な形態があり、既存のものと研究所が共同するこ

ともある。

#### 2、活動の経験から

地域における教育課題は、地勢・気候・風土・産業等のありようによって区々である。しかし、同時代に新潟県で生きているという点で地域をこえた共通点もある。現在の教育課題である少年非行、登校拒否、高校中退問題でも、生徒や家庭における動機はちがっていることは当然として、その背景には新潟県の共通点があるかもしれない。

研究所は創立以来、全県一二三市町村の四分の一の地域に懇談会をつくった経験がある。しかし、これまで研究所は地域教育懇談会を組織できても、それを維持発展させる点で力量がなかった。とはいっても懇談会が定例化している地域も二、三あり、それには次の特徴がある。

①事務局をおき、母親を中心に各層の住民が集まり例会がもたれている。

②例会ではテーマにそった報告と自由

な発言がある。教育相談があり、講師を囲んだ学習会も企画される。

③このような交流と学習によって、地域の教育の実情・問題点が会を重ねるごとに明らかになり、地域の教育課題を共同して切り開こうという気持ち広がっていく。

④このような地域では研究所の会員が増え、会費の滞納も少ない。

通常、地域教育懇談会を組織するとき、経験的には次のような準備が必要だろう。

▽地域の理事と事前によく打ち合わせをする。

▽研究所は、地域の『市・町・村要覧』や『学校要覧』等に目を通す。

▽学校と子どもの実情をできるだけ調べておく。

▽地域のいろいろな職種の方に集まってもらうよう要請する。特に教員の参加は不可欠である。

▽研究所の活動報告、教育相談も懇談

会の内容とする。

▽次の懇談会の日程をみんなで話し合っ  
て決めておく。

このほか場合によって、準備するものとして、新潟県の少年非行、登校拒否、高校中退問題、地域の変貌等の推移や動向、「新指導要領と学校」、「子ども  
の権利条約」の意義と「批准促進と  
現実」運動の動向把握・資料等の組み  
合わせが必要である。さらに教育懇談  
会では地域の学校と結び付けて話し合  
うことが重要である。

### 3、目標

研究所が組織的基盤として、系統的に組織しようとしている教育懇談会は、研究所が自らの研究成果をもって地域に即した教育課題を提起していこうとしているものである。そこは、研究所の研究成果が具体的に検証され、地域から学ぶ重要な場所でもある。

(1)新潟県の全市町村に地域教育懇談会

を組織する目標であるが、当面の目標は理事のいる地域に組織することとする。

(2)現在ある地域教育懇談会は定例化していく。  
(木村隆利)

## 二、市民的教育運動

### 1、市民的教育運動の新局面

市民的教育運動については、研究所は一貫して重視してきた。その運動の最近の特徴は、一人ひとりの市民の具体的で、個別化した教育要求を土台に、問題別に組織化されつつあることである。「教育常設フォーラム」や「子どもの権利条約批准促進にいがたの会」の活動は、それをよく示している。

学校教育だけでなく、「生涯教育」も権力的に制度化されてきており、民主的教育運動が政治的対抗関係を持つことは避けられない。そのようななか

で、当面する教育労働運動が具体的な課題を市民に投げかけ、教職員組合のスケジュールに沿って市民を組織していく従来の、機能としては包括的な運動形態だけでは、一人ひとりの市民の個別具体的な要求を包み込むことができず、市民が主体的に参加する運動形態になりにくい。

また、教育問題の多くが個人の内面にかかわっており、登校拒否、高校中退問題をはじめ「日の丸・君が代」問題でも個人の思想・良心・表現の自由の問題にも関係する。このように、すぐれて個人的で内面的な側面が強調されなければならぬ場合、自由な立場で、自由に表現できる運動形態や学習形態があらためて求められなければならないだろう。

さらに注目されるのは昨年の知事選を契機に、市民的教育運動の課題が以前より鮮明になってきていることである。県の教育行政の後れが多面的に明らかにされ、その克服が問題となつて

いる。障害児の後期中等教育の充実を要求する運動の発展は、その顕著な一例である。

このような新局面に対して研究所の方針の一層の吟味が求められているが、その基本は研究を通して貢献するところにある。それはまた教育労働運動をも対象化できる立場でなければならぬ。

## 2、研究を通して教育運動に貢献する

このような新局面が提起している課題については、研究所は、以下のように研究とその組織化に取り組む。それぞれの課題は、研究所が果たさなければならぬ研究課題である。

(1) 「教育常設フォーラム」については、自由な市民の立場から、教員や市民に学校教育の問題点を提起していく。

「子どもの権利条約批准促進にいがたの会」については、会の発展に努力するとともに、「子どもの権利条約」と学校教育のテーマで独自に研究を組織

する。さらに「子どもの権利条約」と福祉や司法も研究テーマにし、研究を組織する必要がある。

(2)、一人ひとりの子どもと市民の問題については、教育相談活動の充実が求められる。専門家の協力を得て、チームをつくり可能な限り科学的な対応ができるようにする。

個別の問題を抱えた市民には、それに見合った「教育問題セミナー」に参加してもらおうようにする。

(3)、行政や司法の面における子どもの問題については、共同研究が求められる。弁護士やケースワーカーや地域の教育問題の専門家等と共同して研究する。  
(吉田 武雄)

## 三、会員加入促進

会員加入は、研究所の独自の活動としての「地域教育調査」「地域教育懇談会」「教育相談」や市民教育運動、例えば「教育常設フォーラム」「子ども

もの権利条約批准促進にいがたの会」など直接研究所とふれあう場面で入会するケースが多く、最近では会員の紹介による入会も増えている。とくに教員の加入が停滞しているので、教職員との結び付きを強めていくことが重要である。

県民の多くは、子どもの健全な発達を願ひ、教育の危機、子どもの発達の荒廃状況に心を痛め、家庭・地域から教育を見なおして、子育て・教育の方向を切り開けないものかと願っている。入会者の多くは、研究所の活動に好感と信頼を寄せて入会している。この期待に応えるためには、それぞれの階層の要求に応える活動、研究を通じて会員を組織していく活動の発展が課題となる。

(1)できるだけ早い時期に千人の会員を達成することを目標とするが、今年度は増加実数を五〇人とする。

(2)運動は一応一九九一年四月末まで続

け目標を達成する。  
(3)所員・理事を中心に地域ごとに目標

## 財政方針

研究所の財政安定の根本である会員拡大や会費納入について、総会討議や「理事会だより」第一号と第二号で既にくつかの問題点が指摘されている。

①市民的教育運動、地域教育懇談会、学習会、教育相談等研究所の活動に直接触れる場面で会員になる。

②最近では会員の紹介による加入が増加している。

③主婦会員の増加傾向に対して教員会員数の停滞がひとつの特徴となっている。

④定例化した地域教育懇談会や学習会が組織されているところでは、引き続き会員が増加し、会費の滞納も少ない。

⑤地域理事が会費納入を督促したり、学習会を組織しているところもあり、

をきめて、会員も参加できるように取り組む。  
(木村 隆利)

そこでは会費滞納や未納は少ない。

以上の経験から、研究所財政の安定的確立は、研究所の研究活動や組織活動の発展と一体のものであることが明らかになっている。研究所が「新しい段階」を築くためには、いままでのように当面する財政方針を提起することどまらず、財政の全体像と展望を示しながら基本方針を提起することが重要となる。

### 一、財政も「確立の時代」へ

総会で「研究を通じて組織活動を」と題して、組織方針を提起したが、その活動を支える保証として研究所財政

の確立、財政活動の正しい展開が極めて重要である。

研究所の収入は、会費、寄付金、誌代からなっているが、このうち主要な部分を占めるのが会費である（正会員、賛助会員は年額二万円、準会員は五千円）。会員制による研究所であるから、当然のことながら、組織拡大と財政確立は一体的なものである。「理事会たより」で組織問題の視点として千人会員を目標とする提起をしたが、これは財政の恒常的確立の視点でもある。

## 二、財政の現状と問題点

全予算額に対する会費収入の比率は八一%、誌代収入は五%、寄付金は一〇%、その他四%となっている。問題点は、八九年度以前の七か年にわたる会費滞納累積額が九〇年一月現在で百七十万円にのぼっていることである。理事各位の努力もあって七年間平均では年二十四万円にとどまっているに

しても、これが支出を圧迫し、研究所の諸活動にブレーキをかけている。しかし財政課題を理事諸兄姉にご理解頂く措置が必ずしも十分ではなかった。この種の問題解決のためあって、昨年度、財政担当として複数の理事にお願いしたが十分に機能させることができなかった。総会の決定でもあり放置することが許されなかったため、現在長期滞納者には不合理ではあるがやむを得ない緊急措置として減額措置も考慮しながら、鋭意滞納・未納の一掃に取組中である。この課題に成功すれば、さしあたっての財政のめどがつくものと思われる。滞納未納者のご協力を切望する次第である。

もう一つ財政上の困難を生み出しているものとして消費税がある。研究所は消費税を会費に転嫁できない。支出の中で人件費・家賃以外のすべてに消費税がかかるため、年間約二十万円の財政圧迫を受ける。七年間の年間平均滞納額に匹敵する。寄付金は、現状で

は全予算の一〇%を予算化せざるをえない状況に置かれているが、本来寄付金を経常会計に予算化することは、健全な予算とはいえない。この種の寄付金は、年次的にへらす方向で措置し、千人会員達成の段階で再検討する。

寄付金は自発的で善意に基づくものであるから、漸次、輪転機募金のよう募金目的を明らかにしたものに変わっていきたい。

誌代収入は、書店における一般販売によるものである。新潟市を中心に紀伊国屋・北光社等で各二十部〜三十部の販売があるが、それが全県に広がっていない弱点を持っている。研究活動の充実に伴って今後力を注がなければならぬ分野であろう。現在までの研究所にとっては、所員に対する金銭上の若干の犠牲はやむを得なかったとしても、千人会員の目標をやりぬくことによって、少なくとも専任職員的生活保障と、所員の通勤費・活動費などの実費保証ができる財政状況に持ってい

く必要がある。

三年前に基金制度を実施してから、基金会計を独立させ、通常の研究所財政に転用することはしない方針であったが、どうしても赤字会計を補填せざるを得なくなった。赤字の生れる主たる原因は、支出を予算内に抑えても、会費未納・滞納などで収入が予算通りにならないことからきていた。基金制度を実施してからの基金収入は百六十五万円であるが、現在の残高は二十三万円となっている。確実な収入見込みによって、収入と支出のバランスをとり、基金会計のとりぐずしをしないようにすることが必要であろう。

### 三、千人会員のもつ財政的意味

会員数が千人になったときの財政状況を推定すると、正・準会員の構成比率が現勢と同じに推移したとして、正会員八百四十人、準会員百六十人となる。会費収入は正会員八百四十万円準

会員八十万円となり計九百二十万円となる。九〇年度予算に見込まれている単年度予算収入は正・準会員あわせて六百万円であるから、会費のみの増収分は三百二十万円となる。しかし、会員数が多くなれば支出規模が大きくなるのは当然で、『にいがたの教育情報』発行費、通信費を除いた通常の研究所運営に充てられる財源としては約百五十万円の増が見込まれる。年間五十万〜八十万円の借金を抱え、その返済で、返済金以外の支出を大幅に抑えざるをえないでいる現状からは脱却できる。

### 四、財政の組織活動

財政活動は、会員が厳守しなければならぬ極めて実務的な側面を持っている。それは、決まった額の会費を、決まった期限内に納入しなければならぬということである。

千人会員を目指すとりくみと同時に、財政確立を目指す組織活動が重要にな

る。ここでは理事の果たす役割が極めて大きい。今年度総会で機構改革として理事会の強化をあげた理由の一斑はここにある。事務局と理事が一体になりながら、会費については九月〜十二月までの間に百%納入をやり抜くことである。ただし二回分割納入も認められているので、事務局との連絡のうえ処理することになる。

### 五、財政活動の展望

ひきつづき財政担当理事を複数委嘱し、そのつど当面する財政課題を明らかにして頂く。

二〜四にかけて、財政上の展望について若干触れてきたが、整理すると次のようになる。

①千人会員を早期に達成し、財政上の安定を図る。昨年度は組織活動の停滞もあって会員増が通例の年の七十〜八十人から、一挙に実質一人に急減した。本年度は持ち直し順調な伸びを示

している。創立十周年を千人会員達成のめどにしている。

②会費は一括前納を原則とするが、事務局との連絡のうえ二回分納であってもよい。納入期は九月総会から十二月までの間とする。

③寄付金は、募金目的、目標額を明確にしながら、会員以外にもお願いする。  
④研究活動の充実とあいまって機関誌出版をはじめとする出版事業による収入の拡大を図る。

以上、財政上の基本に関わる方針について述べてきたが、要するに、研究所が新潟県における教育運動に研究を通じて貢献し、研究所の組織を拡大するという不断の努力が会員に認められ、研究所と会員との絆が強められるならば、研究、組織、財政の活動は更に前進するであろう。その要に理事会が位置するであろうということが本年の機構改革の趣旨であった。(小熊 隆)

### 『にいがたの教育情報』編集方針

『研究所通信』No.三二、及び『にいがたの教育情報』第二七号所載の八木論文「にいがた県民教育研究所の新しい段階とはなにか」(以下『八木論文』)は、創立以来六年間の活動の経験と第七回総会での論議をふまえて、研究所の現段階を「模索の時代から確立の時代へ」と位置づけ、その発展の方向を提起しました。

「確立の時代」への展望は、総会でも提起された組織問題の視点としての「千人会員」への展望でもあります。以下、「確立の時代」に即した『にいがたの教育情報』編集の新しい方針を提示したいと思います。

#### 一、「新しい段階」における

#### 『にいがたの教育情報』の課題

(1)機関誌としての機能の充実

『八木論文』は、研究所の「新しい段階」の要請(総会議案)として、「年報」あるいは「紀要」といった純粹の研究誌を、『にいがたの教育情報』とは別建てで刊行すべきとききたのではないかと提起しました。「紀要」の刊行のためには確かな見通しと綿密な計画が準備されなければなりませんから今すぐにとりわけにはいかないでしょう。したがって『教育情報』の当面の性格は変わらないにしても、今後は「千人会員」をめざす研究所の機関誌としての機能を、いっそう高める努力が求められます。

(2)市民運動の発展に即して

総会議案にも述べてあるように、さ



きの県知事選を経て、県の教育行・財政や地域政策の問題点の一部が具体的に明らかになりました。同時にそれを契機に、市民的教育運動の課題もより鮮明になってきました。今日の教育をめぐる問題状況を背景に、市民一人ひとりの個別的具体的な教育要求がかつてなく自覚化されてきているのです。

例えば、先頃開かれた研究所第四回研究会「通知表と『内申書』」分科会では、一般には知らされていない高校入試における「内申書」の内容やシステムが報告されましたが、内容の公開と形式の改善（『行動・性格』の欄の削除など）を行政に求める市民的運動の可能性についてまで、討論が展開しました。集会テーマの「市民が教育内容を問う」の文言にふさわしく、もはや市民のもつ問題意識は、現場教師のそれを越えるところにまできている感があります。

すでに新潟では、「教育常設フォーラムⅡ」市民が指導要領・教科書に発

言する会」や「子どもの権利条約批准促進にいがたの会」など、市民組織による運動も展開され始めていますが、こうした運動の進展は『教育情報』にとって大きな魅力になります。それは、研究所の研究課題がいよいよ明確になってきたということですし、「研究を通じて新潟県の教育運動に貢献する」という命題を、『教育情報』がどのように担うかという点できわめて重要な意味をもつからです。

### (3) 教育実践を総括する課題

いま小・中学校の現場は、一般的には「管理主義」「能力主義」の坩堝と化しています。昨年一月に行われた第四〇次県教育研究会（新潟県教組・同高教組主催）に出席しての率直な感想は、教科分科会に提出されたレポートを「発表内容」一覽でみる限り、現場ではもはや新学習指導要領批判はタブー視されているのだらうということでした。そうしたなかでの教師たち個々

の苦悩の声も聞こえてきます。

「ひらがなを定着させるための復習をしたいと思うのだけれどもできないまま：学期末に。ここまでは教えなければと焦り、つい怒鳴り声になってしまいます」（小一担任Ⅱ『あすなる塾』アンケート一九八九実施）

「行き届かない最大の原因は過大級と教育内容が多すぎる。不本意ながら『見切り発車』ということになってしまいます」（四五人学級の小六担任Ⅱ同上）

多くの教師たちがそう思っているに違いないのですが、それらの苦悩も一人ひとりのボヤキの枠内に閉じ込められてしまっています。

もちろん、そのような状況の下でも、あくまで子どもの豊かな心の発達と確かな学力形成にきちんと視点をおいて毎日の授業実践に必死で取り組んでいる教師たちも少なくありません。『教育情報』にはこれまでも県内のすぐれた実践記録を掲載してきましたが、多

くの教師たちの教育実践に学び、新潟県の教育実践を総括しつつ、研究を蓄積していく大きな課題があります。

## 二、これから重視したい内容

以上述べてきた観点にたつて今後の『教育情報』編集にあたっては、次のような内容を特に重視していきたいと考えます。

### (1) 教育実践へのアプローチ

『にいがたの教育情報』は従来も、一貫して学校教育の問題をテーマに掲げ、新潟県の現実在即して問題提起をしようと努めてきました。前項でも述べましたが、学校はいま、新指導要領の全面実施に向けて、新要領に切り替えるための諸措置と一部先取りに追われています。管理体制の強化を背景に強引にすすめられる「移行措置」の陰で、子どもたちも教師たちも喘いでいます。

子どもの発達保障、民主主義と平和の観点にたつて、学校づくりと結んだ教育実践のあり方を求め、苦悩する多くの教師たちを、側面から励ますための問題提起をしていきたいと思えます。

### (2) 市民運動や教職員組合運動の

#### 関いの紹介

市民運動や教職員組合運動に研究所がどのように協力できるか……そうした運動論の模索を通じて協同していくという点は、まだ必ずしも十分ではありません。それらの運動の紹介と発展の展望を、『教育情報』にどう反映していくかを、意識的に追及していきたいと考えます。

### (3) 研究成果の掲載

教育研究や地域研究論文、教育実践記録を、課題に即して掲載していきます。また、研究所の研究体制を整備する課題ともかかわりますが、共同研究

の成果を収録できるように努めます。

なお研究所では本年度から、会員の系統的な学習の場として「教育問題セミナー」を開設しました。例えば「私学助成問題」とか「登校拒否問題」とか、課題別の問題について研究者や実践家から系統的に学ぼうという趣旨です。そこでの理論や資料もおおい『情報』に掲載していくことができると思います。

去る一月二七日には、牧征名、三輪定宣両氏を招き、八木所長も加わって、にいがた県民教育研究所の活動を対象化しての討論（鼎談）を行いました（『教育情報』No.一九に掲載します）。今後も研究者など専門家を招いて、例えば「新潟県の農業と教育」というような、新潟県の教育にかかわる基本問題をとりあげて討論していくことになっていますが、それは「八木論文」がいう「理論委員会」構想にもつながる画期的な試みであり、成果が期待されます。

#### (4) 会員欄の拡充

会員の声の広場「ひろば」欄への寄稿をさらに募り、この欄を拡充していきます。会員が、自由な発言を通して研究所活動に参加するという意味を重視したいと思います。

#### (5) エッセイ・随筆等の掲載

随筆などの作品を掲載し、誌面に新鮮さを導入します。

その他研究所が収集した資料の公開やリスト・アップ等、使える「資料室」を目指してさらに努力を重ねます。

### 三、編集態勢について

編集態勢の概要は、

編集委員会「反省・企画」↓編集部  
 「各号の編集計画立案」↓所員会議  
 「計画の検討」↓編集部「編集実務  
 (執筆依頼・原稿審査・誌面構成・印刷所  
 送り・校正＝三回)」のようになって

いますが、率直に言って実情は必ずしも十分な態勢とはいえません。

①編集委員は編集部員のほかに七人の方に委嘱していますが、それぞれの勤務の都合などで随時参集する態勢はとれません。できればこの委員会で開催原稿の審査・検討と校正程度の機能を果たしてもらいたいのですが、編集作業に時間的な余裕がない事情もあり、実情はたいへん困難です。現状は、委員会を年間二回開催し、そこで既刊の号の反省と二、三号先までのテーマ及び編集方針の検討を主な仕事にしています。今後は、各号の具体的な編集計画の検討などについても、(郵送などの方法も含めて)参加してもらえような手立を考えます。

②編集部には所員四人が配置されており、編集委員会の意向を受けて編集実務を担当しています。しかし編集長以外は研究所活動の他の分野でそれぞれ主要な任務を担ってもいて、全員が編集作業に専念できる態勢にはなってい

ません。例えば校正など、所長を始め他の所員の応援を得てカバーしています。

③できるだけ県内全域にわたり多くの人から執筆してもらいたいと願っており、編集委員各人には、常時、執筆者の発掘に心掛けてもらっています。

④冒頭にも述べたように、「千人会員」を目指す機関誌としての機能を充実させるため、会員だれでもが気楽にひもとき親しめる雑誌づくりに努めます。

編集技術上の改善策も含めて目下、誌面刷新について具体的に検討しているところです。

⑤そのためにも、編集部員による積極的な取材活動を、今後いっそう重視していかなければなりません。編集委員にも可能な範囲での協力をお願いできればと思っています。

⑥新しくモニター制度を導入し、より広範な会員の意見が誌面に反映できるようにしたいと考えています。

(片岡 弘)

## 「研究所通信」の編集方針

研究所の機関誌『にいがたの教育情報』は、研究、実践、情報誌で、会員だけでなく、店頭売、寄贈などで幅広い読者を対象にしています。「研究所通信」は、研究所会員を対象にし、規約という会報に相当します。

通信は、これまでとときどきの課題を理事長や所長の所感として問題提起をしてきました。しかし、研究所の業務報告を中心に編集してきたので、それが主な内容でした。昨年の総会で副理事長の坂東氏や市民生協の藤沢氏等から、通信の『教育情報』からの相対的独立、たとえば通信だけの読者があってもよいのではないか、といった提起がなされました。それは通信の編集の抜本的改善を意味するものと受けとめました。

ついで八木所長の年頭所感は「新潟県に生起する重要な教育的事件や動向

をかいつまんで、しかも、時を移さず会員に知らせる仕事」の重要性について述べています。そして、研究所の業務報告のほかに「教育問題についてのニュース的性格」を内容とする必要性を提起しています。

以上の点をふまえて、いま通信の編集方針の改善について提起しようとするのは、これまで「理事会だより」で明らかにした千人会員をめざす研究所の活動展開を一層具体化するためです。通信が組織的活動の有力な武器となり、会員拡大に寄与できるものに改善したいと思います。

研究所から会員への一方通行ではなく、研究所と会員、会員と会員を結び、紐帯、交流の場となり、研究所の働き、会員の動き地域の動きが目に見えて、研究所会員としての所属感が実感できるような通信を会員みんなで作らなけ

ればなりません。

発行は隔月、年六回を目標にします。必要により、号外を出します。

版型はB5。縦書三段組（一段は14字×24行）、一二ページにし、余白を多くして読み易いものにします。内容は、会員の活動、会員の意見・要請、地域の動き、研究所の動き、『情報』に掲載されない教育動向、情報、催物案内、集会報告、参加者の感想、理事長・所長・事務局長・理事・所員・会員の所感、随想、文芸、マンガ、訪問記、取材記事、財政状況報告、業務報告、事務的連絡等、多彩なものにします。

通信にエッセイや地域の情報、地域会員の研究所に対する要望等、積極的にお寄せ下さるようお願いいたします。

なお、通信の編集スタッフは編集長―若月又次郎、編集委員―木村隆利、吉田武雄、竹内貴美、八木三男です。

（若月又次郎）